

平成21年第2回

香美市議会臨時会会議録

平成21年 5月26日 開 会
平成21年 5月26日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 1 年 第 2 回

香美市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 5 月 2 6 日 火曜日

平成21年第2回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成21年5月26日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 5月26日火曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
13番	竹平豊久	25番	中澤愛水

欠席の議員

12番 久保信彦

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	佐々木 寿幸
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	横谷 勝正
総務課長	法光院 晶一	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	岡本 博臣
収納管理課長	阿部 政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村 泰典	支所長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	地域振興課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事	萩野 泰三
福祉事務所長	小松 美公	地域振興課長	西村 博之
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地 和彦		

【教育委員会部局】

教育委員長 公文 裕 幼保支援課長 山崎 泰 広
教育長 明石 俊彦 生涯学習課長 几内 一 秀
教育次長 鍵山 仁志
学校教育課長兼学校給食センター所長 和田 隆

【消防部局】

消防長 竹村 清

【その他の部局】

水道課長 久保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 清 貴 議会事務局書記 細木 陽 子

市長提出議案の題目

- 報告第10号 専決処分事項の報告について
損害賠償の額の決定及び和解について
- 報告第11号 繰越明許費繰越計算書（後期高齢者医療特別会計）の報告について
- 報告第12号 専決処分事項の報告について
学校給食費滞納整理における訴えの提起について
- 報告第13号 専決処分事項の報告について
学校給食費滞納整理における訴えの提起について
- 報告第14号 専決処分事項の報告について
草刈作業中の小石跳ね上げ事故の損害賠償額の決定について
- 報告第15号 専決処分事項の報告について
硬式野球ボールによる自動車破損事故にかかる賠償金支払について
- 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度香美市一般会計補正予算（第7号）
- 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）
- 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）
- 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度香美市介護保険特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第3号）
- 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 承認第12号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第13号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第14号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第64号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第65号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第66号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 平成21年度香美市立山田小学校耐震改修工事（建築主体工事）の請負契約の締結について

議事日程

平成21年第2回香美市議会臨時会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成21年5月26日（火） 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第10号 専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について

報告第11号 繰越明許費繰越計算書（後期高齢者医療特別会計）の報告について

報告第12号 専決処分事項の報告について

学校給食費滞納整理における訴えの提起について

報告第13号 専決処分事項の報告について

学校給食費滞納整理における訴えの提起について

報告第14号 専決処分事項の報告について

草刈作業中の小石跳ね上げ事故の損害賠償額の決定について

報告第15号 専決処分事項の報告について

硬式野球ボールによる自動車破損事故にかかる賠償金支払について

(2) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成20年度香美市一般会計補正予算（第7号）

日程第5 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）

日程第6 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第7 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第8 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第9 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第10 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 平成20年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正
予算（第5号）
- 日程第12 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正
予算（第4号）
- 日程第13 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度香美市介護保険特別会計（サービス事業勘定）
補正予算（第3号）
- 日程第14 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第15 承認第12号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 承認第13号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第17 承認第14号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第18 議案第64号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第65号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第20 議案第66号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第21 議案第67号 平成21年度香美市立山田小学校耐震改修工事（建築主体工
事）の請負契約の締結について

会議録署名議員

5番、織田秀幸君、6番、比与森光俊君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから平成21年第2回香美市議会臨時会を開会します。

議事日程に入る前に報告をいたします。12番、久保信彦君は通院のため欠席という連絡がありました。

議事日程に入る前に、去る4月1日付行政機構再編により、今臨時会から竹内 敬君が香北支所業務管理課長から香北支所地域振興課長に、西村博之君が物部支所業務管理課長から物部支所地域振興課長に、それぞれ職名が変更となっておりますので報告をいたします。

これから日程に入りますが、その前に平成21年第2回香美市臨時議会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ご案内のとおり、新型インフルエンザが国内で感染が広まったり、また隣国、韓国の前大統領の訃報や北朝鮮の核実験など大きなニュースが続いております。核実験につきましては、広島の前公園に設置しております日時計で959日、核実験がなかったという記録が伸びておりまして、これがどんどん伸びていくと期待をいたしておりましたけれども、世界に大きなショックを与えながら核実験が行われました。平和の道のりが遠いことを改めて知らされました。

さて、議員の皆様方には、何かとご多忙中の中ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本議会には、報告案件6件、承認案件14件、議案第64号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定から議案第67号、平成21年度香美市立山田小学校耐震改修工事（建築主体工事）の請負契約についてまでの4議案が上程をされております。慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期臨時会を通じて5番、織田秀幸君、6番、比与森光俊君の両君を指名をいたします。

日程第2、会期決定についてを議題とします。

本件については、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員長（山本芳男君） 改めまして、おはようございます。18番、山本でございます。

本日招集されました平成21年第2回香美市議会臨時会の運営につきまして、先ほど開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました予定表のとおり、本日1日としました。なお、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日の臨時会に付議された提出議案は、委員会付託を省略し、審議に付し、本会議方式により採決をします。

次に、その他の協議事項で協議した点について報告をします。

事前にお知らせしましたとおり、本日の本会議終了後に議員協議会、その後、森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟総会並びに研修会を開催することに決定をいたしましたので、議員の皆様のご出席をお願いをいたします。

その他、議会運営につきましては、従来のとおりですので、議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 委員長の報告を終わります。

お諮りをします。臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしております予定表のとおりであります。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

平成21年第1回議会定例会において決定しました地方の道路整備の着実な推進を求める意見書、乳幼児医療費助成制度を国の制度として創設するよう求める意見書、日本の農業を守るためにWTO議長案を拒否するよう求める意見書、以上3件の意見書は、衆・参両院議長及び内閣総理大臣並びに関係の各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、市長から地方自治法第180条の規定による報告第10号及び報告第12号から報告第15号までの専決処分事項の報告とあわせて、地方自治法施行令第146条の規定による報告第11号の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について報告書のとおり報告がありました。

また、監査委員から、例月出納検査報告書が提出をされています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成20年度香美市一般会計補正予算（第7号）から日程第21、議案第67号、平成21年度香美市立山田小学校耐震改修工事（建築主体工事）の請負契約の締結についてまで、以上18

件を一括議題とします。

行政の報告並びに提案理由の説明を求めます。市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） おはようございます。

本日ここに平成21年第2回香美市臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは住民福祉の向上に対しまして各地域での活動に心から敬意と感謝を申し上げます。

行政報告を申し上げますが、6月議会で重立った行政報告はさせていただきますが、今問題となっております国内で感染が拡大をいたしております新型インフルエンザの本市の対応につきましてご報告を申し上げます。

本市では、防災対策課及び健康づくり推進課で対応しておる分でございます。本市では、国内感染の確定を受け、平成21年5月16日午後2時30分、市長を本部長とする香美市新型インフルエンザ対策本部を設置し、状況報告と県内発生した場合の対応策について協議するとともに、現段階でできる対応を確認しております。

ウイルスの解明や感染範囲の状況が変化する中、国レベルでは5月22日午前中に閣僚級で構成する会合で基本的対処方針が打ち出され、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこととされました。本市におきましては、防災対策課内に設置している対策本部事務局で情報収集、分析を行い、健康づくり推進課を中心に医療・予防部門で対応をいたしております。

今後につきましては、国は新型インフルエンザの感染状況について、終息傾向にあるとの認識を示す一方、引き続き警戒心を持って感染拡大防止策の手を緩めずにやっぴかなければならないとも述べ、感染拡大防止に万全を期す考えを示しております。本市におきましても、今回の基本的対処方針に従い、引き続き警戒態勢をとりつつ、状況に応じた対応を講じてまいりたいと考えております。

健康づくり推進課としましては、新型インフルエンザ感染防止に努めており、暫定的に香美市新型インフルエンザ対策行動計画策定の手引、案でございますが、これを作成し、本日開催する予定の第2回新型インフルエンザ対策本部会で協議、検討する予定でございます。

現在までの感染防止活動は次のとおりであります。5月1日に広報で新型インフルエンザについてのチラシを全戸配布いたしました。また、同じく5月1日に相談体制や予防法などをホームページに掲載いたしました。5月25日に高知新聞で折り込みチラシにより啓発をいたしました。そして、消毒用アルコール液など必要物品をできる限り購入をいたしております。防護服50セットも発注をいたしております。なお、今後も新たな感染情報に基づき感染防止に努めていきたいというふうに思っております。

次に、今臨時会に付しております議案に対する提案説明を申し上げます。

報告第10号は、損害賠償についての専決処分事項の報告となります。

報告第11号は、繰越明許費繰越計算書の報告です。

報告第12号、報告第13号は、滞納整理における訴えの専決処分の報告であります。それから、報告第14号、報告第15号につきましても、同じく専決処分事項の報告でございまして、それぞれ損害賠償等についての報告でございます。

次に、承認第1号から承認第14号は、それぞれ専決処分事項の承認でございます。

次に、議案第64号から議案第66号は、各条例の制定についてであり、内容としましては、それぞれ議案第64号が市議会議員の、また議案第65号は市長などの、議案第66号は市一般職員の平成21年6月に支給する期末手当の支給月数の一部凍結についてであります。これは高知県人事委員会が平成21年6月に支給する期末手当の支給月数の一部を凍結する勧告を行ったことにより、本市においても条例を改正するものであります。人件費の凍結見込み額は約2,550万円となります。

次に、議案第67号は、平成21年度香美市立山田小学校耐震改修工事の請負契約の締結であります。

以上、報告6件、承認14件、議案4件の提案説明を終わります。

なお、詳細につきましてはそれぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中澤愛水君）　これで、市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

これから、報告第10号及び報告第12号から報告第15号とあわせて報告第11号の専決処分事項について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君）　まず、報告第10号ですが、これは委託をしておる委託業者の、車は市の車なんですけれども、委託業者の責任といいますか、それはどうなりますでしょうか。こういう場合は委託先の職員の起こした事故というふうな見方はされないのでしょうか。こうした事故等の契約はどうなっておりますか。

それから、もう1つ、この損害賠償額は保険で支払われるものと思いますけれども、免責額があるかどうか。

○議長（中澤愛水君）　学校給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君）　まず、委託業者の関係でありますけれども、車に対しましては使用貸借契約があります。その中で、保険料に関しては自動車損害賠償責任保険とか賠償共済の関係は市が支払うというようなところになってます。今回の事故につきましては、そのようなことでこの保険料の中で支払ったというところですよ。

保険料の支払いについての免責ですけれども、これは給食センターを出たところで対向車が来て、バックをしたところ資材、食材を納品している方の車が後ろにおいて、当たって、バンパーとプレートを傷めたというところですよ。そういうことで、免責関係に

については基本的には不注意があったということで、うちの市のほうというか運転手のほうが悪かったというような状況があります。後方不注意というようなところですよ。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） そういう使用貸借契約、双務契約と言っていいのかな、この保険料の掛金は市が支払うということですよ。この損害賠償額、ああ、そうか、それだからもう保険から出るものは市の支払いになるということになりますかね。その免責額というのは、これは運転者の責任であるので委託業者のほうに払うということですか。幾らですか。

それと、山中氏ですかね、山中さんという方はけがなどはなかった？車両だけですか。

○議長（中澤愛水君） 給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） お答えします。

けがとかは全然ありません。ほんで、市の車も全然被害はなしという状況でした。あと何でしたっけ？

○4番（大岸眞弓君） 免責額。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 免責に関してですわね。先ほどもお話ししましたとおり後方不注意があったような状況でありました。雨が降っていると、後方を確認しづらい、非常に車でありまして、2人乗っておりましてけれども、本当いえば1人がおりて後方を確認すればよかったですけれども、そのようなことは、学校の構内ではそうしてはいますが、その場面ちょっと急な対向車来たもんで、確認をしてなかったというところがあります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連して伺います。

大岸議員が聞きよったことは個人責任の分野は何もないのかということであって、事故しますと1万円以上については保険対応やけど、その1万円が免責額らあいうてよくありますわね。そういう金額があれば、それは個人責任において払うのか、委託業者側が払うのか、どういうふうな契約になっているのかということ、ほいたら、もちろん今までのように市の職員が運悪く不注意等で事故されるということがあるときは市が掛ける保険ということですが、ちょっとわかりにくいのは、こういう委託契約結んでる方が、今回は軽症な、軽度な事故というふうにもとれるんでしょうが、けがもないということで、大きな事故等になったときにこのままでいいのかということ、その使用契約等の見直し等が必要ないのかということについての見解をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 学校給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） お答えします。

この場合は保険は市が掛けていたということで保険対応でありますけれども、それで賄いできないような大きな事故に関しては、当然委託先の対応をしていただくという

ようなところになろうと思います。

(3番、山崎龍太郎議員、自席より「その面積額についてのポイント。」と発言)

○学校教育課長兼学校給食センター所長(和田 隆君) 済みません、免責額は100:0ということになると思います。はい。

(3番、山崎龍太郎議員、自席より「免責なしということ?」と発言)

○学校教育課長兼学校給食センター所長(和田 隆君) いや、今回はですけど。

(4番、大岸眞弓議員、自席より「全額免責で対応されると?」と発言)

○学校教育課長兼学校給食センター所長(和田 隆君) はい。そういうことになります。

○議長(中澤愛水君) 3番、山崎龍太郎君。

○3番(山崎龍太郎君) この件についてはもう1点だけ聞きたいんですが、一般質問等でもいろいろ聞かれています中で使用貸借契約でいいのかと、委託の場合でも、本来は委託業者が車を構えんといかんがやけんど、今まで出てきましたね、そうなれば委託業者が車の保険とかを掛けてやらねばならないというふうには思うんですが、実際は今までやってる流れから市の車を貸与してるというふうな格好ですわね。ただ、そこには事故等が起きた場合の双務契約というか、事故の責任は普通はニッコクさんが管理者となるのであれば保険等を掛けるとか、だれなのかとかいうことはやっぱり明確にすべきじゃないかろうかと、双務契約の必要性も含めて再度お尋ねします。

○議長(中澤愛水君) 学校給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長(和田 隆君) 市のほうは従来から自動車、使用貸借契約ということで無償で貸し付けておるといような状況であります。なかなか施設に関しても、1つの施設を1つの業者さんをお願いして給食業務をお願いすることはなかなか委託の場合困難なところもありますので、車については使用貸借、施設についても貸し与えるというような契約の中で運用している状況です。

以上です。

○議長(中澤愛水君) ほかに質疑ありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番(大岸眞弓君) 報告第12号でお伺いします。

報告第13号にもちよっと関連もしますが、この学校給食の訴訟ですが、少額訴訟ですが、この相手方のLANBE ESTER(ランベ エスタ)さん、この方の今の生活状況は把握しておられるのか、その支払える状況にあるのかどうかというあたりは把握をしているかどうかというのをお聞きをしたいです。

それと、この少額訴訟の60万円までですかね、これを簡易裁判所に提起する場合その訴訟の費用というのは幾らかかりますか、それをお尋ねします。

○議長(中澤愛水君) 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長(阿部政敏君) お答えいたします。

報告第12号の外国人の方ですが、現在就労はされております。高知市内に在住されておりますが。

それと、少額訴訟の費用なんですけど、支払督促は訴訟の2分の1で少額に抑えられておりますけど、通常の費用が要るということですけど、1件当たり5,000円程度ぐらいになるかと思えます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。報告第15号についてお尋ねします。

アイランドリーグでの出来事ということですが、この間アイランドリーグ以外では前も何件かあったように、ファウルボールで車を破損したというのが何件かあったように記憶しておりますけども、今までアイランドリーグ以外ではなかったのか、それからアイランドリーグでは何件あったのかと。

それと、一般質問でも同僚議員がネットのことなんかも、高さのことなんかも含めて、なかなか経費がかかる旨のことも言われてたわけですけど、アイランドリーグ自体の頻度が最近どうなのかちょっとわかりかねる部分もありますけれども、実際そこら辺について、今後の対応として、子どもの広場とのかかわりなんかもありますけれどもどういうふうに考えておられるのか、この際ですので見解を伺います。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、丸内一秀君。

○生涯学習課長（丸内一秀君） 報告第15号の損害賠償の件ですが、アイランドリーグの使用によって賠償が起きておりますが、アイランドリーグ以外での賠償というのはこれまでありません。それで、今回で2件目です。一昨年に1件ありまして、今回が2件目となっております。

それで、ネットを含めまして今後の対応ということですが、利用頻度としましては、軟式野球等を含めて相当数利用されております。アイランドリーグにつきましては、今年度につきましては年間9試合という状況でございまして、なかなか硬式の試合のためだけにネットを高くするというのも、なかなか経費的なもんもございまして、今後どうしていくかというのは全市的な課題じゃないかというふうに思っておりますが、利用につきましては十分な利用がされておるというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連して伺いますが、アイランドリーグの日以外は子どもの広場は開催（開放）されてますね。ちょっとその点、ほかの硬式戦、硬式野球の合宿とかそういうときがあったときなんかは関係ないのか、その分でも子どもの広場が開催（開放）されてるといふのであれば、硬式ですのでやっぱり（球が）飛びますので、そこら辺の注意、啓発等はどうなっているのか、その点をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、丸内一秀君。

○生涯学習課長（丸内一秀君） 硬式野球につきましては、公式の試合として行って

おりますのがアイランドリーグだけでございます。通常硬式、大学等のキャンプ等もありますが、それはもうバックネット、ゲージを張ってやりますので、飛び出す確率はありませんで、試合として飛び出すのはアイランドリーグだけということでございます。それで、アイランドリーグをするときには公園のほうを閉めておりますが、そのほかには公園のほうは月1回休園日というのがありますが、そのときに閉めておるだけで、それ以外ではありません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

報告第11号ですけれども、この後期高齢者医療制度改正対応作業ということで、いろいろ変わったりしてはいますが、こういった改正の内容で年度にまたがっているのか、またこの委託業務ってということですので、どこに委託をされているのかお聞かせください。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） この委託については、システムの改修です。それで、委託先は四国行政です。で、内容については、その前に予算が平成20年度について、実際のシステム改修するのは、平成21年度分の保険料の軽減分のシステムの改修になっております。予算が平成20年度につきまして平成21年度の事業として実施するものでして、繰り越しということになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りをします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、本臨時会に提案された承認第1号から議案第67号までの案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会に提案された承認第1号から議案第67号までの案件は、委員会付託を省略することに決定をしました。

これから、日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成20年度香美市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） おはようございます。

私のほうから、承認第1号、平成20年度一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明、提案させていただきます。

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年5月26日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成20年度香美市一般会計補正予算（第7号）

平成20年度香美市一般会計補正予算（第7号）

平成20年度香美市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,149万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億5,212万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成21年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入歳出補正予算事項別明細書及び款・項・目・節の内訳は、承認1-68ページ、提案説明書を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

平成20年度香美市一般会計補正予算（第7号）提案説明書

今回の補正予算は、地方譲与税、地方交付税（特別交付税）の国庫金、地方消費税交付金等の各種県交付金及び市債の額が確定したため平成21年3月31日付で専決処分しました。

補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額から2億6,149万9,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれ163億5,212万円としました。

概要は、歳入では特別交付税の追加、福祉医療費助成事業費補助金の減額、教育費寄付金の追加、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金の追加、財政調整基金繰入金の減額、市債の減額等が主なもので、歳出では辺地共聴施設整備事業の減額、老人保護措置費委託料の減額、介護保険特別会計繰出金の減額、保育園建設事業の減額、福祉医療費の減額、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金の減額、施設等整備基金費の追加等が主なものになっております。

以下、歳入歳出予算の款別の補正予算の概略については省略させていただきますので、後でご参照ください。

続きまして、承認1-11ページ、「第2表 繰越明許費補正」についてご説明します。

第2表は、今回最終的に繰越額が確定した事業につきまして追加補正を行ったものでございます。地域活性化生活対策臨時交付金事業関連で23件、6億3,457万3,000円、定額給付金給付事業で4億8,105万円、子育て応援特別手当給付事業1,350万5,000円、その他事業8件で2,747万7,000円、合計33件、11億5,660万5,000円を追加して、それぞれ補正後の金額のとおりとし、合計17億4,001万8,000円としました。

次に、承認1-12ページの「第3表 債務負担行為補正」についてご説明いたします。

今回の補正は、戸籍総合システムリプレイスリース業務について、期間を平成21年度から平成26年度、限度額2,862万6,000円を追加するものでございます。調書につきましては、承認1-67ページにございますので、ご参照をお願いします。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 承認1-12ページ、繰越明許の土木費、市道商店街通り排水路の改修工事でございますが、これは前回の議会のときに設計がまだということで、既存の排水路へボックスを入れてやるということでございますが、もしボックスを入れるとなれば既存の現在の排水路そのものの断面が細くなるという思いがするのですが、それと、商店街のほうの裏側にある路地から、各排水路から流入をしているわけですが、これの排水路が強雨の場合にはあふれはしないかというような思いがするわけですが、これについてご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 山岡議員のご質問にお答え申し上げます。

現在、委託のほうを出して、断面が正しいのかどうかということも含めまして、その設計の算定に入っております。それをもとにしまして物をつくるということになります。私どもの予定では、商店街の側溝の北側を全面的にするということと、それから百石の三差路から東につきましては両面をすると、両側をするという予定でございまして、北側の側溝を整備する場合には道路側のかまちを壊しまして、その中に、側溝の中に2次製品、既製品を入れて新しく水路とするという予定でおります。強雨時の排水の心配につきましては、商店街の下には雨水幹線の大きなやつが入っておりますので、何十メートルかごとに下へ落とすようになっておりますので、側溝からあふれるという予定にはなっておりませんし、そのようなことのないように今流量計算をしているという状況であります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 承認1-38ページですが、この雑入で50節の建物共済保険金、これは何の入か、建物共済といいますとどういう場合のものか。それから、それと、済みません、とりあえずそれだけ。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） お答えします。

承認1-38ページの建物共済保険の入の項目ですかね。これは香美市の施設について、香北支所の分が台風被害があったもんが10万5,525円、それから美術館、絵画の装置として1万2,206円、楠目小学校の屋内体育館の水銀灯の落雷がありまして、これが23万6,250円、山田小学校、同じく落雷が143万7,345円で、合計で179万1,326円の入となっております。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

承認1-32ページですけれども、3（目）の農林業費県委託金のこのシカの個体数のこれ減額になってますけど、たしか650頭ずつとるとということでの予算、事務費とかも組まれてたと思うんですが、実績としてどれぐらいになってるのかっていうことと、それから承認1-33ページの立木売払収入ですけれども、これはどこを売ったのかっていうのがをちょっと教えてください。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山崎議員さんのご質問にお答えします。

承認1-33ページ、立木売払収入につきましては、これは物部町神池字アカギユウの3913番ほか9筆で、これで施業委託しておるところで、54.84ヘクタールを施業委託しておりまして、最終的にこれぐらいの金額が入っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 承認1-32ページですが、シカ個体数調整事業費委託金です。これの中身につきましては、当初ニホンジカの捕獲で650頭予算としておりまして、406頭分の減額です。それと、ニホンジカの雌ですが、これにつきましては当初650頭分の予算をとしておりまして、460頭の減額で460万円の減額、合計で696万1,000円の減額となっております。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

承認1-38ページの雑入の54節、指定管理料返還金ですが、これ3月に計上した後今回また減額でゼロになってますが、その理由を教えてください。

それから、承認1-41ページの（6目、13節）辺地共聴施設整備事業というのが何点か、6（目）の企画費で委託料が減額になってます。これでゼロになってるし、そ

れからその下の負担金のところの共聴施設の減額することも約半額になってるんですけど、これは繰越明許で次へこける分とまた違うんでないか、ちょっとよう理解しないので教えていただけないでしょうか。

そののずっと下へおまして、17（目）、庁舎建設費の中の委託料、通信回線移設業務委託料が210万円減額になってます。これ減額することでゼロになるんですけど、費用が要らなくなることはないけどどういう理由でしょうか、ちょっと教えてください。

○議長（中澤愛水君） 物部支所地域振興課長、西村君。

○物部支所地域振興課長（西村博之君） 承認1-38ページ、54（節）の指定管理料返還金のことについてお答えいたします。

奥物部開発公社に平成19年度指定管理料として支出した退職金分を香美市へ返還してもらおうことになっておりましたが、返還せずに平成20年度の指定管理料と相殺することになりました。同補正におきまして誤って返還金を歳入に計上しておりました。申しわけありません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 依光議員の企画費に関する2つのご質問にお答えいたします。

まず、（承認1-41、6目）13節の委託料の170万円の減額ですけども、これは共聴施設の受信点調査をする予定をしてございましたけども、受信点調査についてはNHKさんがすべて行うということになりましたことで、市として実施する必要がなくなったことから減額をしたものです。

19節の同じく辺地共聴施設整備事業ですけども、4,000万円お願いしてございましたけども2,000万円減ということになっておりますが、これは物部地区に設置をする予定の物部の中継局、この設置が非常におくれましたことから事業ができなかったというのが原因でございます。これは繰り越しということではなくて、平成21年度の事業でその分については進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 庁舎建設費の委託料につきましてご説明いたします。

通信回線の移設の業務委託につきましては、3月から5月にかけて行うということで2カ年の継続費で組んでおりましたけれども、平成20年度のこの210万円につきましては、実績の結果要らないということが3月末の段階で判明しましたので、この分は減額にさせていただきました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君）　　まず、承認1－52ページの商工業振興費関係ですが、旅費の企業誘致旅費が45万8,000円減額ということですが、実際企業誘致で担当課、市長を含めてどのような動きをされた結果がこの数字なのかということについて、まずお尋ねします。

それと、承認1－54ページの急傾斜地崩壊対策費ですが、財源区分の変更ということですが、ちょっと単純な質問になるから申しわけないわけですけど、ほかのところは大体地方債を減額されて、地方債がマイナスで一般財源で充てるというふうなことになってますけどここだけ逆ですわね。一般財源がマイナスで地方債で30万円ということですが、全体の傾向からここだけ相反するのはどうしてかなということ、ちょっと説明をお願いします。

それと、承認1－62ページの体育施設費の一番上ですけど、武道館の改修工事は単なる入札の減ということにとらえていいのか。当初たしか700万円やったというふうに思うてますけど、予算では。その点お願いします。

○議長（中澤愛水君）　　商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君）　　山崎龍太郎議員の質問にお答えします。

承認1－52ページの商工業振興費の旅費ですけれども、企業誘致の旅費の減額ですが、平成20年度は県と一緒に高知テクノパークの企業誘致に参ってるわけなんですけれども、大阪へ1回一緒に企業誘致の説明に参りました。減額になった理由は、不況ということもありますけれども希望する企業がなかったという結果になります。もっと進めていかなければならないところなんですけれども、現状は希望者がいなかったということです。

○議長（中澤愛水君）　　財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君）　　承認1－54ページ、急傾斜地の財源区分の変更についてお答えします。

当初、一般財源を充てて事業を施工する予定でございましたが、財政調整分で地方債が30万円充たるようになりましたので、それをこっちで組み入れて変更しております。

○議長（中澤愛水君）　　生涯学習課長、几内一秀君。

○生涯学習課長（几内一秀君）　　承認1－62ページです。工事請負費の土佐山田武道館改修工事ですが、これは入札減を含めまして、この建物、昭和56年以前の建物でございまして、内装等の改修も若干予定してございましたが、耐震等の今後の診断の結果によって内装はつつかなくてはいけないという可能性が出ますので、その分を外して入札をしましたので、若干大きく減になっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君）　　3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君）　　承認1－52ページについて、ちょっと関連して商工観光課長に聞きますけど、先ほどの答弁で、希望する企業がないということで、そういう状

況なので行くことを控えたということなのか、大阪へ県と1回行ったけども、もちろんこういう景気状況ですのでなかなか行きづらいということはわかりますけど、これはさまざま企業誘致に係る旅費の部分を充ててるわけですので、大阪へは行かれたということですが、ほかに戦略的にどこかへ行かれるとかいうふうな発想は持ってなかったのか。なかなか忙しいのでそこまで手が回らんというふうなところで、我々議員ももちろんそういう立場に立たんといかんがですけど、なかなか今4区画ですかね、とまったままの状況ですので、県とだけじゃなく独自の活動するような何かを持ち合わせて、充てられた旅費分ぐらいのやっぱり営業活動ですわね、それはする必要性がないのか、今後はどうなのかということについて再度お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員の再度の質問にお答えいたします。

高知テクノパークは高知県主体の工業団地でございますので、一緒に行動するということになっております。現在高知県もアンケート等を実施しまして、希望をすることがあるかどうかということ把握しまして、実際に動きをかけます。で、要請、希望のあったところに説明に回ったりはしますが、現在のところ企業秘密とかいうところもありまして、実際にまだ動きのあるところもあるかと思っておりますけれども、現在は動けてないという状態です。単独に動くというよりも、やはり県の工業団地ですので、一緒に動くということを主体にこの高知テクノパークについてはしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） さっきの山崎龍太郎議員の質問への答弁の中で、財源区分の変更について、承認1-54ページの急傾斜地崩壊対策費の分については一財を充ててやるつもりだったのが財調でやることになったと。今回3月末ということで、その財源区分の変更がたくさん出てきて調整をされてるかと思うんですが、仮に一財を充てる分を財調で結果としてやるようになったとか、それから承認1-53ページには地方債が減額で一般財源で充てるように財源区分の変更をされておりますが、これはずっと全体通して見たときに地方債を極力減らそうとしてるのかなと思ったんですが、どういう基準でその一財になったり、何かわかる特徴的なものがありましたらその財政課の判断をお聞きしたいですが。

それと、承認1-52ページの観光費のこの4目の財源区分の変更については、これは入の見込みがなかったということで、これは単純なものと思いますがその点いかがでしょうか、それちょっとお聞きしたいです。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） お答えします。

十分なお説明できるかどうかちょっとわかりませんが、基本的に今回専決で補正しておるのは、例を言えば承認1-53ページの土木費の道路新設改良費、大幅に変更し

ております。これなんかは精算のとき対象外経費が当初入っておったと、そういった分を順番にのけていくとこれぐらいの分が起債の対象にならないんで、区分変更をせざるを得ないというような結果になっております。

それから、先ほどの急傾斜地につきましては、財調じゃなくって財源対策債の分の調整枠を使ったと、財調枠は使っておりませんので。

○4番（大岸眞弓君） 財調と聞いたんで、済みません。臨財債？

○財政課長（後藤博明君） そうですね。そういった部分で全体を組みかえをして、最終的にこういうような財源の区分の変更になってくるといふふうにやっております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 承認1-52ページの観光費のこの財源区分の変更は、単純に使用料等の入りがなかったので一般財源で補てんしたものと思っていいのか、それをお聞きします。その他の財源というのは何でしょうか。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） お答えします。

済みません。資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどお答えさせていただきます。（後に「前山公園の整備事業費が確定したので、施設整備基金の当初の減額分に当たる。」と補足説明あり）

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。先ほどから出てます財源区分の変更の件で、済みません、ちょっと教えてください。

承認1-54ページの急傾斜地のところですが、前回3月に補正で両方削減しましたよね。そのときに地方債が残ってるのが220万円で、一般財源が25万円だったんじゃないかなと思ひまして、そしたらこれ入れかえたときに一般財源のほうに30万円ないのではないかな、私はちょっとそこの辺が理解できないので教えていただけませんか。

そして、もう1点、承認1-49ページの塵芥処理費の委託料がそれぞれ減額になってます。それは処理される、排出される量が少なくなったのか、それとも単価が安くなったというか見直されたためにこうなったのか、ちょっと教えてください。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 承認1-53ページですかね。これトータルで出ておりますので、基本的には何路線…この部分については、この目、道路新設改良費の部分については何路線も一括計上されて、その中の区分分けの中から、先ほど申し上げましたように対象外経費とかそういった部分を、いろんな部分の計算して最終的にこういった、何これ、承認1-54かえ。

○議長（中澤愛水君） 3目の急傾斜地崩壊。

○財政課長（後藤博明君） こちらですね、済みません。トータルはそのまま変わっ

ておらないと思いますが、計算上、最初の計算は265万円から受益者負担金の15万円を引いた分へ係数掛けましてそのままの分で一般財源を使うという形でしていましたが、その後、最終精算の中で、先ほど申しましたように財政調整分の起債30万円を充てるといふような結果でトータル区分変更というふうにしておりますけど。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） はい。依光議員さんの承認1-49ページの塵芥処理費の委託料につきましてご説明いたします。

この乾電池、蛍光灯につきましては単価契約をいたしておりまして、平成20年度の収集実績に基づき減額をいたしました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 承認1-42ページの徴税費についてお尋ねしますが、固定資産税については今年から前納制度がなくなりましたが、この間たまたま監査しよりまして、私ともう1人の監査委員が固定資産税をちょうど納めたんです。少ないわけですので全額納めました。ところが事務的なことですね、非常にこれはまずいと思うんです。この納付書を前納制のときには5枚にして、前納したら1枚だけを切って前納制を受けておりましたので、1枚へ判をつけて1枚電算処理したらよかったです。今回は4枚で前納（納付書）がないわけですので、4枚へ判をつけて、4枚切って4枚を電算処理しておるんです。こんなむだな事務をしたらいかんのですよ。1枚納付書をふやすことのほうが高うつくのか、どちらか計算しちゅうと思いますけど、こういった事務の仕方をしてたら事務的に大変と思いますので、少額の方は全額払いますよ、払う人は。だから、こういうむだのないような事務をするようにすべきだと思いますが、今後これを検討すべきだと思いますが、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 西村議員のご質問にお答えします。

前納がなくなって、納付書の仕様につきましては前納報奨金がなくなるということで検討をしてみました。その中で、前納報奨金の分を払って、また払う方もおいでると、いろんなそういうことがございましたので、前納報奨金というか全期分についての分は今年の方からのけてございます。いろんなそういう二重払いを防ぐというのが主な目的という意味で期別の分だけという格好にしております。いろんなご意見があろうかと思えます。ほかの先行してるところも、最初は4期分だけ出して、後から全期をつけ足したとかってというような事例もあるにはあります。そういったことをいろんなご意見を勘案しまして、今後の納付書作成については検討したいというふうに考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 誤納のようなおそれがあるき、納めておって、窓口来て見

たら領収があるからわかるでしょう、受付の人が、出納室で。出納室の人も言っとるんですよ、もうこれは大変ですいうて。前納してくれる人はかなりおいでますと。それはやってくれるわけです、窓口の人が。今年はないですけど、今までは前納したら下の4枚切っておきますいうて切ってくれるわけです。それをしたほうがえい。ただ切ったらもういながら捨てたらえいわけですわね、あとの4期分は。そういう形にして残しちよいたらそういうこともたまたまあるかも、課長の言われるとおりにあるかもわからんけど、そういうことは、1回納めておいて、来たら、窓口で見たらわかるでしょう。そういう誤って2回、二重に払うじゃということとは私は考えられんと思いますし、本人がもし間違ったら窓口で、これは、おたくは納めてますよということを使うなら済むことですので、それはそういったことでなしに、やはり事務的な簡素化というものはそうやってしていくべきやと思いますので、ぜひそういう方向で検討してもらいたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） おっしゃられるように事務の簡素化、あるいは住民サイドに立った考え方というのを尊重して検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 承認1-46ページですが、保育園費の賃金、1,000万円の臨時職員の減額ですが、これの内訳をお願いします。金額が大きいです。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、大岸議員のご質問にお答えします。

内訳と申しましても、臨時職員のこの経費というのは、保育所の場合は臨時職員、それからパート職員、それから代替職員といった種類に分けられるわけでございます。この減額の理由としましては、3月補正の時点で1月から3月分の保育関係の経費がわからなかったということでございます。特に保育所の場合は範囲が広く、職員、それから臨時職員等の病休であるとか年休であるとか、そういった取得をした場合の代替職員の雇用等で必要になる場合があります。1カ月の予算規模としましては約3,000万円ぐらいが必要ということになっておりますので、3カ月分の見込みが狂う場合も生じてまいります。結果としまして1,000万円の不用額が生じるということになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

これから、日程第5、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事(奥宮政水君) おはようございます。承認2-1ページから説明をさせていただきます。

承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年5月26日提出、香美市長 門脇楨夫

専決処分事項

平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3号)

平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3号)

承認2-3ページの2行目からいきます。

平成20年度香美市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,273万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,679万2,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決、香美市長 門脇楨夫

「第1表 歳入歳出予算補正」から事項別明細書、それから歳入歳出の内訳につきましては省略させていただきます。承認2-15ページ、提案説明書で説明させていただきます。

平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3号)提案説明書 今回の予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,273万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,679万2,000円としました。

歳入歳出予算の款ごとの内訳は、以下のとおりです。

(歳入)

1款 県支出金は、100万7,000円減額しました。

2款 繰入金は、2,300万円減額しました。

4 款 諸収入は、3,674万5,000円追加しました。

(歳出)

1 款 総務費は、1,416万2,000円追加しました。

2 款 公債費は、42万4,000円減額しました。

3 款 予備費は、100万円減額しました。

以上ですが、ちょっと補足させていただきます。

今回の補正予算は、貸付金元利収入の増加などにより一般会計からの繰入金が必要なくなり、逆に2,180万3,000円を一般会計へ繰り出しするために補正予算を調整したものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長(中澤愛水君) 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

これから、日程第6、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。水道課長、久保和昭君。

○水道課長(久保和昭君) 承認3-1ページをお願いします。

承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年5月26日提出、香美市長 門脇楨夫

専決処分事項

平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

承認3-3ページをお願いします。

平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成20年度香美市の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,174万2,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,035万7,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決、香美市長 門脇慎夫

「第1表 歳入歳出予算補正」、承認3-4ページ、承認3-5ページですが、それと承認3-6ページ、承認3-7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、承認3-12ページの補正予算（第4号）提案説明書により説明させていただきます。

承認3-12ページをお願いします。

平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）提案説明書

今回の歳入歳出補正予算の規模は、歳入歳出をそれぞれ1,174万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,035万7,000円としました。

歳入歳出の概要は、次のとおりです。

（歳入）

2款「繰入金」

一般会計繰入金532万2,000円を減額しました。

4款「諸収入」

市簡易水道移設補償費642万円を減額しました。

（歳出）

1款「事業費」

1項簡易水道費で事業費確定による不用額調整のため、総額で1,004万2,000円の減額となりました。

2款「公債費」

1項公債費について、不用額調整のため170万円の減額となりました。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。承認3-9ページの諸収入について若干お尋ねします。

当初6,000万円ぐらいで組んで、減額ということで6割ぐらいの3,629万円ということですけど、簡易水道移設補償費が減額するということは、進行状況自体が思わしくないのか、それともほかの要因によるものなのか、そこら辺のところについてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） 山崎議員のご質問にお答えします。

承認3-9ページの市簡易水道移設補償費ですが、この分につきましては、特定環境保全下水道工事、(香北町)小川地区と逆川農業(集落)排水事業によります山田堰の簡易水道の下水道工事に係る分の水道管の移設工事として、事業費の確定によりまして両工事の減額ということになっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(中澤愛水君) 3番、山崎龍太郎君。

○3番(山崎龍太郎君) 香北、逆川のことはもちろんわかるんですけど、確定して当初の6割ぐらいの3,600万円にとどまっているのは、下水道から値切られたということになるんですかね。そこら辺がちょっとわからぬので、安く上がったという格好でいいのか、当初の予定はやったけど安く上がったと、こればあでできたということなのか、そのとこちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長(中澤愛水君) 水道課長、久保和昭君。

○水道課長(久保和昭君) お答えします。

当初の計画より安く上がったのかというご質問なんですけど、当初と移設管の下水道工事をするに当たりまして、道を掘っていく過程におきまして、水道管が支障になったところのつけかえの工事費の補償費でありまして、安くなったとかいうんじゃないで、下水道工事によりまして事業が確定されたということで、当初の見込みといいますか、計画が変わったということです。下水道工事につきましてはまた後で下水道課のほうから補正予算の説明があると思いますので、以上、よろしく申し上げます。

○議長(中澤愛水君) ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、承認第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長(高橋千恵君) 恐れ入ります。一般会計のほうでご質問で後でお答えするという件につきまして答えさせていただきます。

承認1-52ページの観光費で財源区分の変更があった理由についてですけれども、前山公園の整備事業費が確定しましたので、施設整備基金の当初の減額分に当たります。の組み替えです。申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。
（午前10時22分 休憩）
（午前10時35分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

これから、日程第7、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 承認第4号を提案説明させていただきます。

承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年5月26日提出、香美市長 門脇楨夫

専決処分事項

平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

承認4-3ページ、お願いいたします。

平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,531万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,413万9,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決、香美市長 門脇楨夫

以下、省略させていただきまして、承認4-13ページの提案説明書に補足説明を加えまして、提案とさせていただきます。

平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額から1,531万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,413万9,000円としました。

補正予算の概要は、次のとおりです。

（歳入）

1款 分担金及び負担金

下水道事業費補助金490万円を減額しました。

5款 繰入金

一般会計繰入金391万7,000円を減額しました。

8 款 市債

下水道事業債 330 万円を減額、過疎対策事業債 320 万円を減額、総額 650 万円を減額しました。

(歳出)

1 款 下水道費

2 項 下水道施設費で、工事請負費等の減額のため総額 905 万円の減額となりました。これにつきましては、入札減及び現場の変更に伴う工事費の減、また補償費、いわゆる水道補償、先ほど水道課長のほうから説明がありましたけれども、水道の仮設及び本復旧、これは公共下水道に伴う分につきましては補償という形で公共下水道のほうから水道課のほうにお金を支払っております。そちらのほうの減であります。

2 款 公債費

1 項 公債費で元金 385 万 3,000 円を追加、利子 1,012 万円を減額し、総額 626 万 7,000 円の減額となりました。こちらにつきましては、補償金なしの繰り上げ償還に係るものでございます。

なお、公共下水道につきましては、汚水、当初計画延長は 924.7 メートルでございましたが、先ほどお話ししました入札減及び工事内容等の変更及び内容の精査等によりまして、最終的には 45% 増の 1,345.08 メートルの施工となっております。また、雨水管渠につきましては、当初延長 142.5 メートルが変更 141.32 (メートル)、ほぼ計画どおりという形になっておりまして、入札減及び現場の精査によりまして約 45% 程度、今年につきましては延長が増となったと。それによって金額も少なくなり、かつ延長が増になり効果が得られているものと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 (中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長 (中澤愛水君) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長 (中澤愛水君) 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第 4 号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第 4 号は、原案のとおり承認されました。

これから、日程第 8、承認第 5 号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成 20 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) を議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年5月26日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

承認5-3ページ、お願いいたします。

平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ790万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,528万7,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

以下、省略させていただきまして、ページ、承認5-12、提案説明書に補足説明を加えまして提案とさせていただきます。

平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額から790万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,528万7,000円としました。

補正予算の概要は、次のとおりです。

（歳入）

4款 繰入金

一般会計繰入金220万4,000円を減額しました。

8款 市債

下水道事業債290万円を減額、過疎対策事業債280万円を減額、総額570万円を減額しました。

（歳出）

1款 下水道費

1項 下水道管理費で、美良布クリーンセンター維持管理費減額のため131万7,000円を減額。こちらは入札による減額でございます。2項 下水道施設費で工事請負費等の減額のため658万7,000円の減額により、総額790万4,000円

の減額となりました。

今回、平成20年度におきましては、香北町におきまして小川地区の面整備を行ったわけですが、当初725.6メートルの計画延長をもちまして、平成20年度及び平成21年度を目標といたしまして（香北町）小川地区の面整備を最後に終わらすという計画をとっておりましたところ入札減が発生いたしましたので、そちらの分を工事追加いたしまして、延長として1,036.6メートル、いわゆる42%程度当初計画から延長増といたしまして、（香北町）小川地区をすべて完了させることができました。これによりまして、特定環境保全公共下水道で認可を受けております99ヘクタールの面整備はすべて完了いたしました。ただ、計画以降に新たにぼつぼつと団地とかちょっと二、三軒家が建ったところとかございますので、そちらのほうをこの特環の下水道の供用開始の区域に取り入れたいと考えておりまして、今後認可変更等で対応していきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

先ほど丁寧な説明いただきましたが、ちょっと入札減についてお尋ねしますが、どういう、何社で入札された結果でこういうマイナス131万7,000円というところなのか、それをお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 入札につきましては、こちらに資料を持ってきておりませんので後ほど報告させていただきます。（後に指名業者数について補足説明あり）

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

これから、日程第9、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年5月26日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

承認6-3ページ、お願いいたします。

平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ726万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,156万3,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

以下、省略させていただきまして、承認6-11ページ、提案説明書に補足説明を加え提案とさせていただきます。

平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額から726万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,156万3,000円としました。

補正予算の概要は、次のとおりです。

（歳入）

3款 繰入金

一般会計繰入金66万3,000円を減額しました。

6款 市債

農業集落排水事業債320万円を減額、過疎対策事業債340万円を減額、総額660万円を減額しました。

（歳出）

1款 下水道費

2項 農業集落排水施設費で委託料等の減額のため、総額726万3,000円の減額となりました。

1つ手前に戻っていただきまして、承認6-10ページの委託料及び工事請負費、補償、補てん及び賠償金、こちらのほうで家屋事前調査、また污水管渠、また市簡易水道

移設補償すべてが減額となっております。これらにつきましては、入札減に伴うもの及び工事の変更に伴うものでございます。また、当初計画延長は1,095.9メートルを計画いたしまして、平成20年度事業として計画で実施をしましたところ入札減が非常に大きく、最終的には1,905.1メートル、73%の増という形での延長、布設となっております。こちらにつきましては、もう工期等の絡みもございましてこれ以上の延長増は困難であるとの判断から、こちらでもう区切りをいたしまして枠の範囲内、残りしましたお金を返すというふうな形をとらざるを得なかったことを報告させていただきまして、説明とさせていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

直接議案とは関係ないんですけど、ちょっと逆川地区の方々との関係で負担に係る部分、それから権利に係る部分、義務に係る部分とか地元説明なんかもすごくやられてると思いますが、そこら辺は完了したということによろしいのか。今後も地域住民に対しての説明等は続けていくのか、その点についてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

受益者分担金についてのご説明等につきましては、もう一たん完了はいたしましたけれども今後はまだ工事の説明を毎年やっております、工事をする前に業者さんが決まりましたら家屋の事前調査及び工事及び水道業者さん等と一緒に現地のほうに行きまして、公民館のほうでその該当地区の皆さんに集まっておきまして、具体的に日付等を決めまして説明をさせていただいております。また、その中でいわゆる使用料のことであるとか、終わりましたけれども受益者分担金のことであるとか、そういうふうなご質問もございますので、その辺は随時お答えしていきながら順次進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 今こんなこと言うてもわからんかもしれませんが、ちなみに次回の工事に関する説明会といったものはいつごろ発生しそうでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。今現在入札等の準備を進めておりまして、それによって業者が決まりまして、なおかつ現場代理人が決まり、ある程度工程が決まるというふうなことを踏まえすと7月下旬ぐらいを予定しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、承認第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第6号は、原案のとおり承認されました。

下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 先ほど山崎議員のほうからご質問がありました特環のほうの入札の関係でございますけれども、指名業者は20業者でございます。その中で香北建設さんが落札という形で施工をされております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） これから、日程第10、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成20年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年5月26日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成20年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）

承認7-3ページ、お願いします。

平成20年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成20年度香美市の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,990万1,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

承認7-4ページの「第1表 歳入歳出予算補正」から承認7-14ページまでは、

承認 7 - 1 5 ページの提案説明書を朗読して提案にかえさせていただきます。

平成 2 0 年度香美市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）提案説明書

歳入歳出補正予算は、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金等の減額のため専決しました。

歳入歳出補正予算の款ごとの概要は、以下のとおりです。

以下、省略させていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番、大岸眞弓君。

○4 番（大岸眞弓君） 承認 7 - 1 2 ページの諸収入、返納金ですが、これももう老人保健会計終わりますのでだんだんその準備に入っていることと思うんですが、この 1, 2 8 3 万 5, 0 0 0 円の返納金の発生した内訳をお聞きしたいです。補正前の額からいいますと通常余り発生しないものかと思うんですが、どういうところでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 通常は給付費との相殺ですと行ってきておりましたが、給付費が発生をするのは少ないものですから、こういったことで返納金というところへ入ってきております。それで、この内容については国保連合会と社会保険診療報酬支払基金からの過誤等のものです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第 7 号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認第 7 号は、原案のとおり承認されました。

これから、日程第 1 1、承認第 8 号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成 2 0 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）を議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 承認第 8 号、専決処分事項の承認を求めることについて地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年5月26日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成20年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）

承認8-3ページをお願いします。

平成20年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）

平成20年度香美市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,311万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,470万4,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

承認8-4ページの「第1表 歳入歳出補正」から承認8-29ページまでは、承認8-30ページの提案説明書を朗読して提案にかえさせていただきます。

平成20年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）提案説明書

歳入歳出補正予算規模は3億2,311万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ40億1,470万4,000円としました。

今回の第5号補正予算は、国庫支出金や療養給付費等交付金の交付額の確定や、保険給付費等の実績見込額の減額などにより、専決しました。

歳入歳出の款ごとの概要は、以下のとおりです。

以下、省略させていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） まず、承認8-9ページでお伺いします。

退職者の被保険者、国民健康保険税の中で、退職者が補正前より多額の補正が発生しておりますが、これは後期高齢者医療制度等の揺り動かしによるものか、それを1点と。

それと、承認8-18ページですが、延滞金350万円、これの件数がわかりましたらお願いします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） まず、承認8-9ページの国保税、退職者の関係ですけれども、この増については、後期高齢者医療とは関係なくて退職者の見込みが当初少な

かったもので、現在かなり多くの方の退職者が入ってきておりますので、その分の見込み違いということですが、当初74歳までやったのが64歳までということにして、人数の把握が困難であったための見込み違いということですが。

それと、承認8-18ページの延滞金の件数ですけども、これはちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、また後でお知らせしたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 承認8-9ページの退職者の見込み数がなかなか読めなかったということも多く退職者が発生したということですが、その中には必ずしも定年退職とかいうことじゃなくて、そういう方も、中途退職とか、それから年齢が74（歳）までだったのが64（歳）までになったということ退職者がふえているということなのか、もうその健康保険から退職者に移る方がだんだんずっとこういう傾向でふえていくということなのか、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 見込みでは、団塊の世代が今後退職されてきますので、今後増になることが予想されるというように考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番です。

承認第8号のこの数字関係です。承認第9号とも若干関連しますが、かなり手書きで修正とかやっておりますが、これ簡単に言いますと最終的にどこへどう持っていって数字がつじつまが合うのか、この中身はかなり部分部分のトータルで若干見にくいところもあるんですが、最終的な数字はこの全額の総額と合うと思うんですがどういう見方していったらいいのか、承認第9号もかなりつついてますので、その点からお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 手書きのところっていうのは、県支出金のところのことでしょうか？

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 聞き方が悪かったかもわかりません。いわゆるこの事業の総額の、今補正予算の金額を出と入りの部分も審議しておるんです。そうした中で、手書きで、括弧でかなり数字がつつき直されております、その内容ですね。めぐりめぐって、どういうふうに行って結果的にこの事業勘定へトータルが結びつくかという意味合いです。間違ったとか正しいとかいうことでなくして、訂正の内容がどこへ数字が結びつくかということです。

- 議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。
- 保険課長（岡本明弘君） 承認８－８ページを見ていただきたいです。ここに欄外に「国県支出金」欄の括弧書きは県支出金」ということで書かさせていただいておりまして、もとの数字が国と県との合計額です。括弧書きが県の支出金の分です。それで、ここだけしか電算の打ち出しがないものですので、それ以降は手書きで括弧書きを県支出金として内書きとして記入をしております。
- 議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありますか。
- 議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。
これから、承認第８号を採決いたします。
本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第８号は、原案のとおり承認されました。
これから、日程第１２、承認第９号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成２０年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）を議題とします。
執行部から提案理由の補足説明を求めます。保険課長、岡本明弘君。
- 保険課長（岡本明弘君） 承認第９号、専決処分事項の承認を求めることについて
地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり
専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。
平成２１年５月２６日提出、香美市長 門脇槇夫
専決処分事項
平成２０年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）
承認９－３ページをお願いします。
平成２０年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）
平成２０年度香美市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億２,３８０万９,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億７,５７７万９,０００円とする。
第２条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。
平成２１年３月３１日専決、香美市長 門脇槇夫

承認 9 - 4 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」から承認 9 - 3 4 ページまでは、承認 9 - 3 5 ページ以降の提案説明書を朗読して提案にかえさせていただきます。

平成 20 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）提案説明書

今回の補正予算の主なものは、計画保険給付費に比べ、給付実績額が減額見込となるためです。これにより生ずる黒字相当額は、事業運営基金積立金として積み立てるよう計上しました。

歳入歳出の款ごとの概要は、以下のとおりです。

以下、省略させていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番、山崎龍太郎君。

○3 番（山崎龍太郎君） 3 番。1 点だけ伺います。

承認 9 - 2 3 ページの 4 目、特例地域密着型介護サービス給付費というのが 5 6 万円（減額）ですけど、ゼロということになってますけれども、これは対象地域とか、それから内容とか、ゼロというか全然使われなかったという、そこら辺の背景についてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） これは、特例地域ということではなくて地域密着型介護サービス給付費の特例ということです。給付事業については、基本的に認定を受けてから給付を受けるわけですけども、申請を出して認定を受けるまでの間にサービスを実施せないかんかった場合のものです。

以上で意味わかりますかね。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第 9 号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第 9 号は、原案のとおり承認されました。

これから、日程第 1 3、承認第 1 0 号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成 20 年度香美市介護保険特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第 3 号）を議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年5月26日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成20年度香美市介護保険特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第3号）

承認10-3ページをお願いします。

平成20年度香美市介護保険特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第3号）

平成20年度香美市の介護保険特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,234万5,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

承認10-4ページの「第1表 歳入歳出予算補正」から承認10-10ページまでは、承認10-11ページの提案説明書を朗読して提案にかえさせていただきます。

平成20年度香美市介護保険特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第3号）提案説明書

歳入歳出補正予算規模は50万円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1,234万5,000円としました。

歳入では、サービス収入が追加になり、繰入金が減額になりました。歳出では、総務費が減額になりました。

歳入歳出の款ごとの概要は、以下のとおりです。

以下、省略させていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第10号は、原案のとおり承認されました。

これから、日程第14、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長(岡本明弘君) 承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年5月26日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

承認11-3ページをお願いします。

平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

平成20年度香美市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,234万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,654万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

平成21年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

承認11-4ページ、承認11-5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」と承認11-7ページから承認11-12ページまでは、承認11-13ページの提案説明書を朗読して提案にかえさせていただきます。

平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)提案説明書

今回の歳入歳出補正予算は、保険料、国庫支出金等の減額のため専決しました。

歳入歳出補正予算の款ごとの概要は、以下のとおりです。

以下は省略させていただきます。

続いて、承認 11-6 ページの「第 2 表 繰越明許費」、1 款、総務費、1 項、総務管理費、事業名が後期高齢者医療制度改正対応作業委託業務、金額 535 万 5,000 円。

「第 3 表 債務負担行為」、事項が後期高齢者医療制度改正対応作業委託業務、期間が平成 20 年度から平成 21 年度、金額が 535 万 5,000 円です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番、大岸眞弓君。

○4 番（大岸眞弓君） 1 点だけお伺いします。

承認 11-9 ページですが保険料、特別徴収と普通徴収それぞれ、特別徴収のほうが 9,683 万 7,000 円と多額の減額補正、それから逆に普通徴収のほうがこのように増額になっておりますが、途中で何回か制度改正がありまして天引きが、口座引き落としも可能とかいうふうなこともあったんですが、そういうことも関係をしておってのこの数字でしょうか。それから、9 割減額も途中で入ってきたかと思うんですが、それは平成 21 年度からでしたか？平成 20 年度の途中からでしたか？そういう関係かどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） ほぼお見込みのとおりです。特別徴収については軽減分がありまして、軽減になっております。そして特別徴収から普通徴収に移った人、口座振替とか、それから特徴をやった人で軽減がかかって、所得割のかかる人で 8 月以降普通徴収になったとかいう人々がありまして普通徴収のほうがふえております。それで、9 割軽減については平成 21 年度からです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3 番、山崎龍太郎君。

○3 番（山崎龍太郎君） 関連して少し教えてもらいたいんですけど、普通徴収の方で年金は少ないけど、ほかの所得があって最高額に当たるぐらい払ってる方なんかは、割合的にどの程度おられますかね。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 済みません。ちょっとそういうふうな割合についてはわかりません。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第11号は、原案のとおり承認されました。

これから、日程第15、承認第12号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。税務課長、高橋 功君。

○税務課長(高橋 功君) それでは、承認第12号、専決処分事項の承認を求めることについてをご提案いたします。

承認第12号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成21年5月26日提出、香美市長 門脇 槇夫

専決処分事項

地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)等の施行に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成21年3月31日専決、香美市長 門脇 槇夫

この香美市税条例の一部を改正する条例につきましては、承認12-9ページをごらんになっていただきたいと思います。

今回の主な改正点であります。小さい改正点も多々ございますけれども、大きな改正点が住宅ローン特別控除の創設、土地の長期譲渡所得に係る特別控除の創設、上場株式等の配当及び譲渡益の課税特例の改正、医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産の非課税措置の拡充、直接救急医療等確保事業の用に供する一定の固定資産の非課税、長期優良住宅の特例等でございます。この順番に従いまして、説明をさせていただきます。

住宅ローンの特別控除でございますが、従来、平成11年から平成18年までの入所した方につきましては、税源移譲の関係で所得税が以前より引かれなかった方について住民税で控除をするという制度がございました。今回新たな制度といたしまして、平成21年から平成25年までに入所した方、また平成11年(から)平成18年までに入所された方につきましては、所得税の住宅ローン控除を住民税からするという制度でございます。新しい制度の内容につきましては、住宅税の控除、住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除し切れなかった額、あるいは前年の所得税の課税総所得金額、課税対象所得金額及び課税算入所得金額の合計額に100分の5を乗じた額、これは上限が9万7,500円まで、これのどちらか低い額を住民税から控除をするという新制度

でございます。従来の平成11年から平成18年までに入所した方につきましては、選択制となります。従来の平成11年から平成18年までに入居した方については申告をするか、申告をしなければ自動的に新制度へ移行いたします。新制度の方は、平成21年から平成25年までに入居する方については申告は不要です。こちらの資料で減額をするということになります。平成11年（から）平成18年までの従来の方については、現行どおり案内を差し上げたいというふうに考えます。ただ、提出がなかった場合は新制度のほうへ自動的に移行するということになります。

続いて、土地の長期譲渡に係る特例でございますけれども、平成21年、平成22年に土地を購入された方が5年間以上保有して売却した場合、その場合は1,000万円の特別控除を、所得控除を適用するという制度でございます。

続きまして、上場株式の配当及び譲渡益の課税特例の改正でございます。

現行といたしましては、平成21年度、平成22年度分の上場株式等の配当、譲渡益につきましては、原則20%、特例措置として上場株式等の配当100万円以下の部分については所得税7%、住民税3%、上場株式等の譲渡益につきましては住民税3%、所得税7%の特例措置がございますが、これを撤廃をいたしまして、平成21年、平成22年、平成23年の株式の配当及び譲渡益の個人税の課税につきましては、住民税3%、所得税7%、平成24年からは20%ということになりました。

続きまして、医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産税の非課税の拡充でございますが、現行といたしまして、公益医療機関の開設者、あるいは特定医療法人、公益社団、財団法人が開設する、設置する医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産税は非課税措置でございましたが、改正案といたしましては、その社会医療法人、非営利型一般法人、財団法人、社会福祉法人、労働者健康福祉機構、健康保険組合及び連合会、国家公務員共済組合連合会が設置をする場合も対象に加える。その方が設置をした場合は非課税とするという措置が改めてできました。

続きまして、直接救急医療等確保事業の用に供する一定の固定資産の非課税でございます。

これは新しくできた制度でございますが、社会福祉法人が直接緊急医療等確保事業の用に供する一定の固定資産については、これは非課税とするということでございます。これは救急医療等確保事業、5事業あるようでございますが、のうち1以上の病院で実施することというふうになっています。ちなみに、緊急医療としまして時間外等加算割合が20%以上、救急車等搬送件数が750件以上等、災害医療、僻地医療、周産期医療、小児科救急医療という項目がございます。それに当てはまれば非課税措置ということになります。

最後になります、長期優良住宅の特例というのがあります。

この制度は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づきまして、新築から5年分、120平米相当分に限る分につきまして税額から2分の1を減額するという制度で

ございます。この制度の対象になる分は、今年6月4日が施行日になります。（今年6月4日）から平成22年3月31日までに新築をされたものというふうに現在のところはなっております。その長期優良住宅につきましては、認定基準の概要としまして劣化対策あるいは耐震性、維持管理、更新の容易性、あるいは可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境、面積、維持保全計画という項目がございまして、この認定を受けるには県の認定を受ける必要がございます。県の認定を受けた優良住宅については先ほど申しました税を、通常新築の場合は3年でございますが長期優良住宅につきましては5年度分、中高層耐火建築にあっては7年度分を税額から2分の1を減額するという制度でございます。

以上、主な改正点の補足説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。幾つかお尋ねします。

丁寧に説明していただいたんですけども、まず住宅ローンの特別控除ですわね。申請がなければ新制度にそのまま移行していくということをおっしゃったんですが、実際今まで、平成11年から平成18年の方は選択制ということですが、現実どちらの制度を使ったら、いろいろなパターンがあるかもしれませんが有利なのか、ちょっとわかりかねますので教えていただきたいという点と、それから、上場株式等についてですけれども、これは実際株式のあれをされる方は有利になるというふうなことでよろしいのかと。

それと、もう1つは、4点目、5点目、医療関係者の養成所と直接救急医療等確保事業、これなんかは本市において対象になるところがあるのか、それをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員のご質問にお答えします。

（住宅ローン特別控除の）有利な点はということでございますが、配当所得なんかをお持ちの方は申告をするほうが有利になります。ちょっとほかのケースを余り想定していないんですが、間違いなく配当がある、所得がある方については有利になろうかと思えます。

上場株式等につきましては、当然上限がなくなりますので納税者有利の改正にはなります。

それと、医療関係でございますけれども、私のほうではちょっと今のところよう把握はしておりません、香美市においては。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第12号は、原案のとおり承認されました。

これから、日程第16、承認第13号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 承認第13号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成21年5月26日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第100号）の施行に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成21年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

承認13-2ページ以降は香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を添付しております。

以下、省略をさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸真弓君。

○4番（大岸真弓君） 承認13-2ページの最初のほうですけども、「9万円」を「10万円」に改めるということで、法令改正に伴うものでこの条例になったかと思うんですが、この9万円から10万円に改める、今の9万円の層ですね、これがどれぐらいの件数といいますか、どれぐらいの方が該当者がいらっしゃいますか？この9万円から10万円になる方が。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 済みません。その9万円の上限の該当者については把握はできてないと思うんですけど、ひょっと把握できてるかもしれませんので、できておれば後ほどお知らせをしたいと思います。済みません。

- 議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。
- 4番（大岸眞弓君） 完全な数字じゃなくてもいいんですけども、課長の予測で多いのか少ないのか。私は余り該当者が、この最高額の方は少ないんじゃないかと、わかりませんが、どうでしょうか、感触として、いろんな制度改正がある中で考えられたら。
- 議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。
- 保険課長（岡本明弘君） 9万円を超えてる方、多い少ないでいうと少ないと思います。どのくらいの割合かっていうのはちょっとわかりません。わかっておればまたお知らせをしたいと思います。
- 議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
- 議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。
これから、承認第13号を採決いたします。
本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認第13号は、原案のとおり承認されました。
これから、日程第17、承認第14号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
執行部から提案理由の補足説明を求めます。税務課長、高橋 功君。
- 税務課長（高橋 功君） 承認第14号、専決処分事項の承認を求めることについての案件をご提案いたします。
承認第14号、専決処分事項の承認を求めることについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。
平成21年5月26日提出、香美市長 門脇楨夫
専決処分事項
過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）の一部改正に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。
平成21年3月31日専決、香美市長 門脇楨夫
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
香美市固定資産税の課税免除に関する条例（平成18年香美市条例第244号）の一

部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

これは、（過疎地域自立促進特別措置法第）31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、これは期限等を定めておる省令でございますが、その省令が改正されまして、適用期限が平成21年3月31日から平成22年3月31日になったものでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第14号は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第18、議案第64号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第21（後に「日程第20」と訂正あり）、議案第66号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連議案でありますので一括議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 提案させていただきます。

議案第64号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成21年5月26日提出、香美市長 門脇慎夫

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年香美市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用について

は、同項中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

高知県人事委員会が、平成21年6月に支給する期末手当の支給月数の一部を凍結する勧告を行ったことにより、本市においても条例を改正するものです。

次、議案第65号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成21年5月26日提出、香美市長 門脇槇夫

香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

香美市長等の給与及び旅費支給条例（平成18年香美市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」と、」とあるのは「100分の145」と、」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

高知県人事委員会が、平成21年6月に支給する期末手当の支給月数の一部を凍結する勧告を行ったことにより、本市においても条例を改正するものです。

次、議案第66号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成21年5月26日提出、香美市長 門脇槇夫

香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

香美市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年香美市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

7 平成21年6月に支給する期末手当に関する第24条第2項及び第3項の規定並びに勤勉手当に関する第27条第2項第1号及び第2号の適用については、第24条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、同条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第27条第2項第1号中「100分の72.5」とあるのは「100分の70」と、同項第2号

中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

高知県人事委員会が、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の一部を凍結する勧告を行ったことにより、本市においても条例を改正するものです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 先ほど議題に上げる段階で、「日程第21、議案第66号」と申しましたが、「日程第20、議案第66号」でありますので訂正をいたしておきます。

それでは、説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

共通して何うんですが、提案理由のところで一部を凍結する勧告ということですけど、どういう勧告なのか、また解けることがあるのか、解けたらどうなるのか、凍結ですのでね、それについてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 凍結とか特例措置というふうな表現をとっておりますけれども、この今回の人事院勧告というのは民間を比較して、相当民間が下がるであろうということから公務員についても引き下げるべきではなかろうかということであります。ただ、それを12月にやりますと大変大きな減額になるということで、一定の措置が6月においても必要ではないかということで今回凍結という形をとっておりますので、正式な形は12月で下がっていくということになるかと思っております。ただ、今回この時点で臨時会を開いていただきましてこのような提案をしておるのは、減額になるわけですので、考え方によりますと不利益ということがございます。不利益が遡及するということになりまして、これはやはり一定疑問を抱かれることもありますので、このような形での提案をさせていただいております。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 一括してということですので、議案第66号でお聞きをしたいですが、職員の皆さんの件に関する条例ですが、このことで職員組合の方とも交渉もあったかと思うんですが、組合の方々はどういうふうに受けとめられておるのか、こういう場合だから仕方がないというふうに納得をされておるのかどうか。

それと、さっき課長も少しおっしゃったんですが、特に香美市のようなところ、企業の少ない、地場産業の少ないところなどは、この前も地域の懇談会の席上で「公務員はいいですね。」とかいうご発言も会場の中からあって、公務員の給料はともかくそうい

うふうに見られがちなんですけれども、比較的安定しておられるとされる公務員の給料、賞与がこのように減額されることによって個人消費が落ち込んで、かえって地域内の景気を悪くするのじゃないかとか、それから民間企業がそれにまた倣いますので、公務員でさえ下げてるんだからうちもというふうには、そういうふうな悪いほうへの波及のことはお考えになったのかどうか、そのあたりをちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 職員の関係につきましては、話し合いを持ちまして、もちろん納得はいかないということでもありますけれども、執行部としてのもう判断ということやらせていただくということをお伝えをしたところでもあります。職員につきましては、昨年度の県の人事院勧告が500円一律に引き上げるという勧告がされておりましたけれども、香美市につきましてはこれを実施しないということやってきましたので、人勧遵守、人勧を守るといいながらも二枚舌じゃないかという批判もあるわけですが、しかしながら市民の状況、市民の置かれた状況からということから考えますとやむを得ないのではないかとということでお話をして、我慢をしていただいております。職員の消費が下がることによりまして経済にどれだけの影響があるのか、また悪い影響があるのかということまでは検討しておりませんが、さきの定額給付も4億8,000万円余り支給をしておりますので、そちらのほうでの経済効果を期待しております。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。どうもありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

あとまだ1件残っておりますけれども、その後に議員の各位には一応予定もありますので昼食休憩にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。やりますか。

そしたら、ちょっと時間延長になろうかと思っておりますけれども、執行部の都合もあろうと思っておりますので引き続き会議を続行いたします。

日程第21、議案第67号、平成21年度香美市立山田小学校耐震改修工事（建築主体工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） それでは、提案させていただきます。

議案第67号、平成21年度香美市立山田小学校耐震改修工事（建築主体工事）の請負契約の締結について

平成21年5月20日付けで指名競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成21年5月26日提出、香美市長 門脇槇夫

- 1 契約の目的 平成21年度香美市立山田小学校耐震改修工事（建築主体工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 2億895万円
- 4 契約の相手方 黒岩工業株式会社、代表取締役 野村俊博
- 5 支出科目 平成21年度香美市一般会計予算、10款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費

以上でございます。

後に資料として工事の概要と、それから位置図、それから入札結果の記録を参考資料として添付してございますので、よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 片岡です。

この契約の相手方は、こういう大きな耐震工事なんかをやった実績というものはどのように評価しちゅうのかということが1点と、この工事の期間が8カ月ほどになるんですが、この中にはいろいろと秋の行事なんかも学校であるんですけど、工事との絡みはどうなのか。これは外壁をはいでいろんなフレームを入れたりというようなことで、非常に騒音とか粉じんとかいろんな関係が出てくるんですけど、教育の、生徒に対する配慮というか、そこのあたりの特別な工事に対する内容を持ってるのかどうかお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 本件の入札の指名業者につきましては、香美市建築ランク、Aランクですべて選考いたしますので15業者を選考しております。ただ、耐震改修等といった、そういった個別的なものについては、最近の実例では黒岩さんにはありません。ただ、大規模の分として黒土の住宅団地、それから新しい保育園ですね、そういった実績は十分にありますので、こういった分…。

（サイレンにより中断）

○財政課長（後藤博明君） 企業能力的にこういったことに十分対応できるということで選定しております。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 片岡議員のご質問にお答えします。

児童・生徒に影響がないような形ということですが、工事についてはブレス工事といまして枠を補強する、はめ込むような作業が大きな作業になると思うんですが、そういう工事等については8月いっぱいまでに、授業への影響が出ないような工程を組んでほしいというようなどころもお願いしてあります。それに伴って、補強工事以外にも改修工事も一部を含めておりますけれども、そういうことについては土日とかがずっと継続しながら作業をしていくと、子どもたちに事故のないような形で進めていくような形はとるようにしておりますので。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。

関連なんですけど、先ほどの片岡議員さんの質問で、その入札に参加をしました15社、黒岩さんがそれをとったわけなんですけれども、あとの14社の中で大きいところの耐震の工事をやったという経験のある社はどれぐらいおりましたでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） その件につきましては申しわけございません。審議会等のときの資料を持ってきておりませんので、また後でお話しします。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

この耐震改修の工事をすることによって耐震の数値ですわね、現在、私の頭にはちょっとその数値が0.3というががすごくイメージがあったんですけど、この山田小学校の場合は診断して幾らであって何ぼまで上がるのかと。また、その工事完了後その数値が上昇したということは検査なされるのか、それは一定の工法でやるので、その工事後の新たな診断はないのか、その点をちょっとお聞かせください。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。お答えします。

山田小学校校舎、体育館ともに0.3未満というところは、2次診断ではありませんでした。設計ずっとやってまいりましたけれども、その数値はI s値という、0.75まで上げるという設計でやっておりますので、かなりのマグニチュードの高いものでもぐじゃりつつぶれるようなことはないというような判断です。最終的な検査と申しますか、検査はやりますけれども、その工事自体が適切に管理含めてやっていきますので、0.7の強度は確保できると思っています。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連です。

最後に検査はやりますがというて言われたんですけど、それは第三者がまた新たにやるのか、適切な工事したらそれで0.75以上に引き上がるので工事完了をもって終わりということじゃないのかと思うんですけど、改めてまた耐震診断を、0.75に上がったかどうかを見るのか、ちょっとその点再度確認させてください。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） お答えします。

完成検査を市のほうでやりますけれども、新たに評定委員会に最終的にかけるというようなことはありません。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） はい。20番です。

工事内容としまして、耐震補強工事と改修工事、撤去工事、電気設備工事、給排水、衛生設備工事と出ておりますけれども、それぞれどれぐらいということが出ていますので、金額が大きいわけですので、今後はやはり資料といたしましてつけていただきたいと思います、ほかの学校関係だけではなくて、これぐらいの金額となりますと工事によってそれぞれ違いますので、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 2枚目の資料、建築工事に附帯する電気工事とか、そういった部分の金額等といった分でしょうか。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） ですから、主な目的というのは耐震補強ですよ、学校のね。だから、これはわかりますけれども、それに伴ってこの際便所のバリアフリー化等々改修工事もあるわけですから、そのそれぞれの金額がわかっている、わかっていることだと思いますので教えてください。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） お答えします。

ちょっと今資料を持っていませんので、具体的に細かい数字、幾ら幾らっていうのはわからないわけですが、ほとんどが、先ほど言われましたように耐震補強工事が

ほとんどの部分です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 1点お伺いをいたします。

この工事の内容を見せていただいたときに、校舎の①、②、③と渡り廊下、体育館となってるんですけど、山田小学校につきましては隣地との境界がありまして、あれはコンクリートかブロックかの塀か何かが多分あったんじゃないかなというふうに思うんですけども、その部分につきましても耐震の補強をしておくべきではないかというふうに思いますけども、この分は入っておりますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） お答えします。

塀の部分については補強工事に含まれていないと思います。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 地震というのはいつ起こるかわからないわけでございまして、日中の児童が塀の近くにおるときに地震が起こるということも、それは何、いつかにはあるんじゃないか、ある可能性もあるということですんで、ほかの市内の学校を見渡しまして、コンクリート塀とか隣地との境というのは余りないんですけど、山田小学校につきましてはそういう部分があるかと思いますので、そのあたりも考えていただきたいというふうに思います。どうでしょう。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 設計変更もこれから幾つか出てくると思いますので、話を検討していきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。13番です。1点だけを聞きます。

この工事です。これは今、財政課長からも説明もありました。課内で関係課とかなりのこの工事に係る打ち合わせ、そして、それに伴って設計業者との綿密なヒアリングのもとに入念に積み上げてきたこの数字であって、その結果を入札に出してこの数字ができてきたというふうに理解をしておりますが、そういったことで、私どももこの数字に沿ってこの工事が進まれるように期待するものであります。そのあたりの関係課の心構えといいますか、お聞きしたいと思います。といいますのは、この工事に関係して、どの工事とは申しませんが、後で後で（変更）、想定外といえば想定外になるんでしょうか、結構そういう事例も見聞きしておりますので、この工事に関してはそういうことも踏まえて十分に検討してやった結果であると思いますので、そのところをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 本件の入札の結果、契約分の中で精査して審議会で業者も選定しまして、こういった金額でできるということで検討しておりますので、ご質問の意味は理解しておりますが、多分そういったことは想定をしております。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

以上で今議会に付された事件はすべて議了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会に上程されました議案は、皆様方の慎重な審議を経て適切妥当な決定がなされました。

間もなく梅雨の季節を迎え、6月定例議会も間近に控えております。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意の上、市民全体の代表としての立場を十分に自覚し、今後の議員活動に邁進されますように、あわせて香美市の発展のため市民の代表者としての責任を果たしていけますようお願いをいたしまして、閉会のあいさつといたします。

ここで市長からあいさつがあります。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大変お疲れさまでございました。今臨時会には、報告6件、承認14件、議案4件を提案をさせていただきましたが、先ほど来より承認14件、議案4件、全議案、全承認事項につきまして全員賛成ということでご承認いただきました。6月議会もまたよろしくお願ひします。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） これをもって平成21年第2回香美市議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れでございました。

（午後 0時13分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 2 回

香美市議会臨時会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成21年第2回香美市議会臨時会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	5月26日 (火)	本会議	<ul style="list-style-type: none">・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・議案提案 説明～採決

(本会議終了後)

1. 議員協議会

- (1) 四国市議会議長会表彰の伝達
- (2) 議会運営と事務局体制について
- (3) その他

2. 森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟総会並びに研修会

- (1) 総 会
- (2) 研修会「市有林（土佐山田町内）の現況について」

香美市長 門脇 慎 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ㊟

議決した議案等の送付について

平成21年第2回香美市議会臨時会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
承認 1	専決処分事項の承認を求めることについて 平成20年度香美市一般会計補正予算（第7号）	H21.5.26	承 認
承認 2	専決処分事項の承認を求めることについて 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃
承認 3	専決処分事項の承認を求めることについて 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	〃	〃
承認 4	専決処分事項の承認を求めることについて 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	〃	〃
承認 5	専決処分事項の承認を求めることについて 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	〃	〃
承認 6	専決処分事項の承認を求めることについて 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃
承認 7	専決処分事項の承認を求めることについて 平成20年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
承認 8	専決処分事項の承認を求めることについて 平成20年度香美市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算(第5号)	H21.5.26	承認
承認 9	専決処分事項の承認を求めることについて 平成20年度香美市介護保険特別会計(保険事業 勘定) 補正予算(第4号)	〃	〃
承認 10	専決処分事項の承認を求めることについて 平成20年度香美市介護保険特別会計(サービス 事業勘定) 補正予算(第3号)	〃	〃
承認 11	専決処分事項の承認を求めることについて 平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補 正予算(第3号)	〃	〃
承認 12	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例の一部を改正する条例の制定につ いて	〃	〃
承認 13	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例の制定について	〃	〃
承認 14	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 64	香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	〃	可決
議案 65	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改 正する条例の制定について	〃	〃
議案 66	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 67	平成21年度香美市立山田小学校耐震改修工事 (建築主体工事)の請負契約の締結について	〃	〃

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ㊟

会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成21年第2回香美市議会臨時会の会議結果を次のとおり報告します。

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 会議の別 | 臨時会 |
| 2. 開 会 | 平成21年 5月26日 |
| 3. 閉 会 | 平成21年 5月26日 |
| 4. 会 期 | 1日間 |
| 5. 議員の出欠 | 出席 24人 欠席 1人 |
| 6. 議案の提出 | 市長提出のもの 18件（承認 14・議案 4） |
| 7. 議決の状況 | 可 決 4件（条例 3・その他 1）
承 認 14件（予算 11・条 例 3） |
| <hr/> | |
| | 合 計 18件 |
| 8. 議決書の写 | 別紙のとおり |
| 9. 会議録の写 | 作成次第後送 |